

◎第3回 「転勤した場合 の時間外労働の上限規制（新労基法36条）の適用※」

※中小企業は2020年4月1日より

同一企業内の A 事業場から B 事業場へ転勤した労働者の場合、下記については通算されません。

①時間外労働の限度時間…45時間/月以内、360時間/年以内

②限度時間を超える時間外労働の上限（特別条項）…720時間/年以内

この法律の部分は、事業場における時間外・休日労働協定の内容を規制するものですから、特定の労働者が転勤した場合は通算されません。

これに対し、下記については通算して適用されます。

③時間外労働+休日労働…100時間/月未満

④時間外労働+休日労働の複数月平均(2～6ヵ月)…80時間/月以内

この法律の部分については、労働者個人の実労働時間を規制するものであるからです。

[・平成30年12月28日付通達「労働基準法の解釈について」](#)